

ゆたか相続センターの終活セミナー

やさしくなった 自筆証書遺言

開催日時 令和3年**3月13日**(土)9:30~11:00

受講料 1名様につき**1,000円**

会場 税理士法人 豊 1階 研修室

米沢市中央6-1-174
TEL:0238-40-0046

民法の改正で自筆証書遺言がやりやすくなりました。自分で出来ることだからこそ、しっかりした遺言を作りたいものです。これを機会に活用してはいかがでしょうか？ また、遺言を書いた方が良いのかどうか、との質問を受けることがあります。もし心配ごとがあるなら、書いた方が良いケースがほとんどです。遺言ですべてのことが解決するわけではありませんが、すこしでも円満に解決する手段としては有効です。

講師

ゆたか相続センター 総括 芳賀 敏明

税理士法人 豊 専務
税理士・ファイナンシャルプランナー ~講師プロフィール~

金融機関・商工会議所・業界団体のセミナー講師、
一般向けの無料相談などを通じ
「相続対策は元気うちに、しっかりしているうちに」を合い言葉に、
税金の有無に関係なく相続や贈与、事業承継、組織再編の提案業務で
依頼者の支援に奮闘中。



~お申し込みは下記をご記入のうえ、FAXにて送信してください~

ご住所	
ご氏名	
ご連絡先電話番号	() -
どの案内をご覧になったか	

ゆたか相続センターゆき FAX:0238-21-2391 (24時間受付可)
ご記入頂いた個人情報は、セミナー・サービス等のご案内にのみ利用させていただきます。